

令和5年5月1日

保護者の皆様

伊予市教育委員会

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで5類感染症に移行するとされており、これまで3年余に及んだ感染症との戦いに一つの節目を迎えることとなります。この間、様々な制約の中で、感染拡大の防止と学校教育活動の継続の両立に向け、ご理解とご協力をいただきましたことに改めて感謝申し上げます。

この度の5類感染症への移行を踏まえ、今後の感染症対策と講ずべき措置について、下記のとおり要点をまとめましたので、お知らせします。

今後は、協力を要請する仕組みから、個人の自主的な判断と行動を基本とする方向に移行します。ウィズコロナの中、子どもたちが安心して充実した学校生活を送ることができるよう、保護者の皆様には引き続きご協力をお願いいたします。

記

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、引き続き次の感染対策を講じていきます。

(1) 家庭との連携による子どもの健康状態の把握

- ・ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには、無理をせず、自宅で休養させてください。（ただし、アレルギー疾患等の症状と区別することは困難な場合もあることから、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限するものではありません。）
- ・ 毎日の体温チェック等、学校に提出するといった取組は行いません。
- ・ 学校教育活動中に、子どもに発熱等の症状が見られた場合は、家庭に連絡し、保護者の方の意向に基づき安全に帰宅させます。（その際は、お子様の体調に留意し、症状がなくなるまでは自宅で休養させるようお願いします。）

(2) 学校内での感染症対策

- ・ 適切な換気の確保を行うとともに、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導を行います。

※ 地域や学校において感染が流行している場合は、活動場面に応じて、

- ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ・ 子ども同士が触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
- などの措置を一時的に講じることも検討します。

また、子どもへの感染症対策のための持ち物として、一般的には次のものを携帯させておきましょう。

□清潔なハンカチ・ティッシュ、（必要に応じて）マスクやマスクケース等

2 マスクの着用について

- (1) 子ども及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。

ただし、登下校時に混雑した電車やバスを利用する場合など、マスク着用が推奨される場面においては、着用を推奨します。

- (2) 学校や教職員が、マスクの着脱を強いることはありません。また、子ども同士でマスク着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行います。

ただし、感染症流行時等には、校長判断により、教職員が着用する又は児童生徒に着用を促すなどの対応を図ることがあります。（その場合にも、着用を強いることはありません。）

3 部活動について

地域の感染状況や学校の実情を踏まえ、校長判断により部活動停止の措置を講じる場合があります。

4 出席停止等の取扱い等について

- (1) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された子どもに対する出席停止の期間は、「発症翌日から5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。

※「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。

なお、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、本人に対するマスクの着用を推奨します。

- (2) 5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行わないこととなるため、今後は、行動制限及びその協力要請は行われません。

ただし、感染が不安で学校を休ませたい場合は、引き続き「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことも可能です。この場合、同居家族に高齢者や基礎疾患のある方がいる、医療的ケアを必要とする子どもや基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い子どもであるなど、合理的な理由や主治医の見解等を踏まえて判断するようになりますので、このことにつきましては、学校にご相談ください。